

平成 29 年 1 月 27 日

各 位

東京都千代田区外神田一丁目 18 番 13 号
株 式 会 社 エ ス プ ー ル
代表取締役会長兼社長 浦 上 壮 平
(コード番号:2471)
問 い 合 わ せ 先 :
取締役管理本部担当 佐 藤 英 朗
電 話 番 号 03 (6859) 5599 (代表)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役(非業務執行取締役を除く。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容に関する議案を、平成 29 年 2 月 23 日開催予定の第 17 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役に対して株式報酬型ストック・オプションを付与する理由

当社では、当社グループの中長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的に取締役(非業務執行取締役を除く。)に対して業績連動型の報酬制度を導入しております。本制度に基づき、当社グループ業績に連動した報酬を役員賞与及び新株予約権の付与により支給することといたします。

2. 議案の内容

当社は、平成16年10月29日開催の株主総会において、取締役報酬額につきましては年額100,000千円以内とする旨承認され、現在に至っておりますが、これとは別枠にて株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を取締役(非業務執行取締役を除く。以下、同じ。)に付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。

第17期(平成28年11月期)においては、第17期の業績から業績連動部分の総額を30,000千円としており、その半分にあたる15,000千円を上限として、第17期末時点の取締役2名に対し新株予約権を付与することとしたいと存じます。

具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。

株式報酬型ストック・オプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日における当社株価及び行使価格等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した新株予約権1個当たりの公正な評価単価に基づく公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権の内容は、以下のとおりとなります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。なお、本議案の決議日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)または株式併合を行う場合、次

の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。また、上記のほか、本議案の決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式12,400株を本事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。

(2) 新株予約権の総数

124個を本事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込価額(発行価額)

新株予約権1個当たりの払込金額(発行価額)は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者が、金銭に払込み代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の額

新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成31年3月1日から平成32年2月29日まで

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員の地位にあることを要する。任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、その喪失した日から1年以内に限り権利行使ができるものとする。その他の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以上